

わーく&らifu

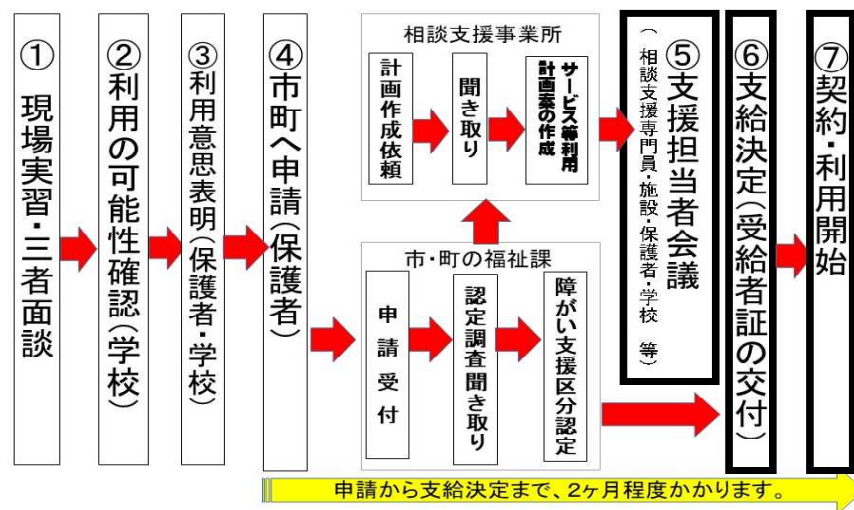
令和3年2月26日 進路指導部 発行

■CONTENTS■

障がい福祉サービスの利用手続きあれこれ PART 3

前号まで、卒業後に何らかの「障がい福祉サービス」を利用するための手続きのうち①から④（下図）を解説しました。

本号ではこの最終回。手続きの流れのうち、ちょうど今すすめている⑤から⑦まで卒業式前後の手続きについて解説します。



⑤支援担当者会議の開催



支援担当者会議は、お子様の計画を担当する相談支援専門員が、利用予定の事業所、出身学校、ご本人、ご家族などに呼びかけて開催する会議です。

会議の目的は、お子様の卒業後の生活に関する考えを共通理解し、希望に添った支援の提供を話し合うもので、相談員からの「サービス等利用計画」の説明、学校からの引き継ぎ資料（個別移行支援計画）の説明、本人や保護者の意見表明、支援の役割分担等を行います。

利用予定の事業所で行う場合や学校で行う場合があります。

また、支援担当者会議の日程は、先ほど解説した「利用開始日」と大いに関係があります。卒業式後3月中からの利用開始の場合には当然、卒業式よりも前に会議を開く必要がありますので覚えておきましょう。

⑥支給決定（受給者証の発行）⑦契約・利用開始

「支給決定」とは、お住まいの市町が、お子様が希望するサービスの受給について決定することを言い、下図みの内容が記載された「受給者証」が発行されます。この「受給者証」が発行されてはじめて、施設と「⑦契約・利用開始」できるようになります。



【受給者証に記載される主な内容】

- ①利用できるサービス（種類・毎月利用可能日数、利用できる期間）
- ②相談支援（事業所名、モニタリング期間など）③利用者負担金（毎月の利用料の上限、給食加算の有無）などです。



★ここがポイント～手続きは計画的に！～

左図のように市町へ申請してから受給者証が発行されるまでには2ヶ月程度かかります。計画的な準備が必要になりますが、本校では進路相談を通じて、申請のタイミング等適切なご案内と、手続き進捗確認をしておりますので、ご安心ください。

お知らせ

3月17日に予定して当初ご案内しておりました「第7回ARA・SHI就労セミナー」は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止とさせていただきます。県独自の緊急事態宣言は解除されましたが、数週間後の状況について予断を許さないからです。ご理解とご容赦のほどよろしくお願いいたします。

（進路指導主事：高等部 谷口）



★ここがポイント～サービス利用開始日について～

利用する福祉サービスと契約先を決めたら、次に考えておくべきなのは、利用開始のタイミングです。これには概ね2つのタイミングがあります。ひとつは「4月1日」から、もうひとつは「卒業式後の3月中から」です。卒業後利用予定のサービスが「就労系（就労継続支援A・B型や就労移行支援）」の方は4月1日が多く、「生活介護」の方は卒業式の翌日からが多いようです。この利用開始日は「⑤支援担当者会議」の日程に影響を与えますので早めに決めておくといいでしょう。